

# 北広島町人権教育・啓発推進プラン

令和元年 9 月

北広島町・北広島町教育委員会

## 目次

### 第1章 はじめに

### 第2章 人権教育の推進方策

- 1 学校教育における人権教育の推進 . . . . . 1
- 2 社会教育における人権教育の推進 . . . . . 2

### 第3章 人権啓発の推進方策

- 1 人権一般の普遍的な視点からの取り組み . . . . . 3
  - (1) 人権に関する基本的な知識の習得 . . . . . 3
  - (2) 生命の尊さ . . . . . 3
  - (3) 個性の尊重 . . . . . 3
- 2 各人権課題に対する取り組み . . . . . 4
  - (1) 女性 . . . . . 4
  - (2) 子供 . . . . . 5
  - (3) 高齢者 . . . . . 6
  - (4) 障がい者 . . . . . 7
  - (5) 同和問題 . . . . . 8
  - (6) アイヌの人々 . . . . . 8
  - (7) 外国人 . . . . . 9
  - (8) HIV感染者等及びハンセン病回復者等 . . . . . 10
  - (9) 刑を終えて出所した人 . . . . . 11
  - (10) 犯罪被害者等 . . . . . 11
  - (11) インターネットによる人権侵害 . . . . . 12
  - (12) その他 . . . . . 12
- 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 . . 13
- 4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進 . . . . . 13

### 第4章 プランの推進

- 1 推進体制 . . . . . 13
- 2 国・県等との連携・協力 . . . . . 13
- 3 フォローアップ及び見直し . . . . . 13

## 第1章 はじめに

北広島町人権教育・啓発推進プランは、平成18年12月に策定した「北広島町人権教育・啓発指針」に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として策定する。

国は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）において、人権教育・啓発の推進に当たり、人権教育では、普遍的な視点からの取り組みとして、学校教育と社会教育の相互の連携を図り実施する必要がある、また、人権啓発においては、普遍的な視点からの取り組みのほか、女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等の各人権課題に対する取り組みを推進し、それらに関する知識や理解を深め、更には課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれるとしている。

近年、性的指向や性同一性障がいを理由とする偏見や差別などの人権問題に対する社会的な関心も高まっている。

本町においては、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ、このプランに基づき、人権教育・啓発への取り組みを着実に推進することとする。

## 第2章 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的な視点からの取り組みを重視し、実施する。

### 1 学校教育における人権教育の推進

(1) 児童・生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。

(2) 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。

(3) 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使

には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

(具体的な取り組み)

1. 各学校における人権教育の推進に係っては、広島県教育委員会の指導を受け、各学年の発達段階に応じて各校が作成している人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画に基づき、適切に実施します。
2. 町内の小学校1校を、広島県人権教育研究に係る指定校とし、研究を推進するとともに、授業や取組に係る研究成果を他の学校へ普及させ、児童・生徒の人権意識の高揚を図ります。
3. 広島県教育委員会豊かな心育成課指導主事を招へいするなどし、教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努めるとともに、学習意欲を高める指導方法の研究・開発、また感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努めます。

## 2 社会教育における人権教育の推進

(1) 地域づくりセンター等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。

(2) 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。

(3) 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想を自由に交換できるよう留意する。

(具体的な取り組み)

1. 社会教育関係者に対して、県等が主催する人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修への積極的参加を促し、社会教育行政に活かしていきます。
2. 地域づくりセンターの学級や講座等において、参加型学習プログラム等を利用し、人権尊重に関する多彩な学習機会の提供を行います。
3. 県教育委員会と連携し、地域や企業で実施する人権啓発の学習等に、資料の提供や、講師の派遣などの支援を行います。

## 第3章 人権啓発の推進方策

### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

#### (1) 人権に関する基本的な知識の習得

平成28年3月に実施した第2次北広島町長期総合計画策定に向けたアンケート調査において、人権・差別解消については、回答者中70.2%が重要・やや重要と回答している。また、重要度・満足度評価によるクロス分析においても、人権・差別解消（高齢者・子供・障がい者・女性・同和問題など一人ひとりの人権を尊重する意識が浸透していること）項目において、北広島町全体で「重要度も満足度も高いもの」との評価であった。また、地域（芸北・大朝・千代田・豊平）別の結果も同様であった。

しかしながら、男女別では、男性において重要度がやや低く、年齢別では、30代、50代の方の満足度がやや低い結果であり、これらの層への働きかけが今後必要と考える。

また、目指したいまちの姿については、複数回答で「高齢者・障がい者（児）・子供が安心して暮らせるまち」が56%で最も高い一方、「全て人の人権が大切にされるまち」は全体の14.4%となっており、人権を尊重することの重要性が十分浸透しているとはいえない状況がある。引き続き、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

#### (2) 生命の尊さ

いじめや子供・高齢者・障がい者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が全国的に後を絶たない。

このため、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する。

#### (3) 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。このため、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける啓発を推進する。

## 2 各人権課題に対する取り組み

### (1) 女性

国連において昭和50年を「国際婦人年」に定め、それに続く「国際婦人の10年」を契機に、日本においても、「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつある。広島県では、平成26年に「働く女性応援隊ひろしま」が創設され、女性の活躍促進の取り組みが行われている。

本町においても、平成20年に北広島町男女共同参画プランを策定し男女共同参画推進の基本方針を定めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきた。しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況がある。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど、人権を侵害する事案も多発しており、「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられている。

このため、北広島町男女共同参画プランに基づき、男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、引き続き啓発などを行う必要がある。

#### (具体的な取り組み)

1. 政策・方針の立案及び決定過程における男女共同参画を促進するため、町が主催する審議会等では、積極的に女性の登用を図ります。さらに、町が主催する審議会等の男女割合について、女性登用の目標数値30%を設定し、男女の構成比率の改善を図ります。
2. 女性の政治分野への関心を高め、政治分野への参画を促進するため、啓発活動を行います。また、国、県及び関係機関からの情報の収集に努め、学習機会を提供します。
3. 女性が職場で個人の能力を発揮し、多様なライフスタイルを可能にする働き方の支援を行います。
4. 男性の育児・家事への積極的な参画及び育児休暇取得の向上など、働く男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向け啓発を行います。
5. 関係機関と連携し、女性の再就職への情報提供など、再チャレンジ支援を行います。
6. 地域活動のリーダーを養成するために、各種講座、学習会の開催及び情報提供を行います。また、男女共同参画の啓発活動を通し、意識改革を促進します。
7. 保育所等、小学校、中学校それぞれの発達段階に応じ、男女平等教育の推進を図り、児童、生徒が性別にとらわれず、それぞれ個人として能力を発揮できる

人間形成をめざします。

8. 女性、子供に対するあらゆる暴力を根絶し、誤ったジェンダー意識を解消するため啓発活動に取り組みます。そして、改正DV防止法の規定に基づき制定した「北広島町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」要綱に基づいて設置された要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して、関係機関と連携・対応し、暴力を容認しない社会づくりを目指します。また、相談窓口を設置し、被害者の保護や支援の充実を図ります。

## (2) 子供

子供の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法を始め、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいてその基本原理ないし理念が示されている。平成元年、国連において、「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成6年に批准している。

本町においては、平成22年「北広島町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成27年3月には、子供・子育て支援新制度に基づき、「北広島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町における子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを進めている。

しかし、子供を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中、本町の世帯人員も年々緩やかに減少し、小家族化が進行している。全国的にも、核家族化や地域のつながりの希薄化により周囲から家庭が孤立してしまう状況もあり、児童虐待、子供のいじめなどの発見の遅れにつながるケースが後を絶たない。

このような中、子供を一人の独立した人格として尊重し、子供の幸せを第一に考え、子供の生存と発達が保障されるよう、全ての町民が子育てを支え、たくましく健やかに生きる力を持つ子供たちを育成するための啓発を行う必要がある。

### (具体的な取り組み)

1. 広報紙、町ホームページ等を通じ、児童虐待の防止、子供の人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、町民に対する意識啓発を推進します。
2. 児童にかかわる町内関係機関が連携する「要保護児童対策地域協議会」が児童や家庭に対し適切な助言や指導などを行えるよう体制の強化に努めます。
3. 専門機関である広島県こども家庭センターと連携し、相談、援助体制の一層の充実を図ります。
4. 「きたひろ子育てガイドブック」等を通じて、児童虐待についての正しい理解や未然防止の必要性について町民に広く啓発します。
5. 「要保護児童対策地域協議会」を活用した早期発見・早期対応から再発防止に

至るまでの一貫した取り組みを推進し、関係機関、関係者等への意識啓発や情報伝達に努め、対応スキルや相談支援体制の向上を図ります。

6. 小学校児童を対象とし、子供たちが協力して花を育てることを通じて、命の大切さや、相手への思いやりなどの人権尊重思想を育むため、人権の花運動を実施します。

### (3) 高齢者

本町の高齢化は急速に進んでおり、65歳以上人口は平成27年度における総人口の38%となっている。今後、人口減少などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は、令和2年には40%を超え、その後も上昇していく見込みである。

このような中、養護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる財産の無断処分等といった経済的虐待など高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

このような状況を解決するため、平成18年4月「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の防止や養護者への支援を定めた。

本町においても、平成30年度から3年間を計画期間とする「第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者の活動・就業、権利擁護と虐待防止対策、総合的な認知症施策など各種の取り組みを推進している。

今後、高齢者が社会を構成する重要な一員として、一人ひとりの高齢者が人としての尊厳を保ち、住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと生活できるよう、啓発に取り組む必要がある。

#### (具体的な取り組み)

1. 高齢者が自ら社会活動等に積極的に参画するとともに、地域社会が高齢者の活動を積極的に受け入れるような意識づくり、環境づくりを推進します。
2. 高齢者やその家族が、高齢者の権利擁護事業や成年後見制度について知り、必要に応じて活用できるよう、制度の周知を図ります。
3. 悪質商法等の知識を有する人材育成に取り組み、地域での見守り体制を強化することで、高齢者の消費生活被害の防止を図ります。
4. 住民一人ひとりの高齢者虐待に対する関心を高めるための啓発活動を行い、地域で高齢者や家族を見守り、高齢者や家族が地域から孤立しない環境づくりに取り組みます。
5. 早期に虐待を把握するため、虐待に気付いた人は、地域包括支援センターに相談、通報するよう周知を図ります。
6. 町民全体が高齢者虐待防止の視点を持ち、地域での見守り体制の基盤をつくるため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、個別ケースへの対応と見守



- り体制の強化に取り組みます。
7. 認知症高齢者とその家族、住民に対して、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深めるとともに、地域で見守り支えあう意識を高めます。地域の認知症高齢者とその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を行います。
  8. 身近な地域で医療・介護サービスを受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケア体制づくりを強化・推進します。

#### (4) 障がい者

国においては、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者差別解消法」の制定など、国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革を行い、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を締結した。

また、平成28年には「障害者差別解消法」が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、国及び地方公共団体においては、不当な差別的取扱いの禁止と、合理的な配慮の提供が義務づけられた。

本町においては、平成27年に第2期障害者福祉計画と第4期障害福祉計画を策定し、以来、障がい者が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよい福祉のまちづくりについて継続的な取組を行っている。

しかしながら、平成26年に実施したアンケート調査においては、23.7%の方が、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じたと答えている。障がいや障がい者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在している。

障がい者が社会を構成する一員として尊重される共生社会の実現のため、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障がい者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行う必要がある。

#### (具体的な取り組み)

1. 障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくすため、人権課題や町民ニーズを的確に把握し、効果的な啓発事業を実施することで正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の普及・浸透を図ります。
2. 「障害者雇用支援月間、発達障害福祉月間（9月）」、「障害者週間（12月3日～9日）」等の機会に、広報紙、町ホームページ等により効果的な啓発・広報活動を行います。
3. 生涯学習の講座・教室などを通して、障がい者福祉への理解を促進していきます。

4. 関係団体等との連携により、学習への取り組みや各種交流事業の実施促進を図り、障がい者に対する一層の理解と啓発を図ります。
5. 子供のころから障がいに関する理解や福祉に対する理解を深めるため、小・中学校において福祉教育を積極的に推進します。

#### (5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は昭和44年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきた。この結果、同和地区の環境整備などについては一定程度改善されてきたが、程度の差はあるものの差別意識は依然として根深く存在している。現在でも、結婚や就職などにおける差別、差別発言、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載などの事案が発生している。この様な状況を受け、部落差別を解消するため、平成28年12月、相談体制の充実や必要な教育・啓発の実施、及び、実態調査を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行された。

本町においても、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実や、町民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるために啓発活動を行っていく必要がある。

#### (具体的な取り組み)

1. 同和問題の早期解決を目指して、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重思想の普及を図るための啓発活動を実施します。
2. 相談体制の充実のため、巡回相談事業を実施します。
3. 誤った意識に基づく身元調査のために、住民票や戸籍謄本の不正取得を抑止するため、登録型本人通知制度の周知と普及に取り組みます。
4. 地域や企業で実施する人権啓発の学習等に、資料の提供や、講師の派遣などの支援を行います。

#### (6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、アイヌ語などを始めとする独自の文化や伝統を有している。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準などは、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職などにおける偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成19年に国連で「先住民族の権利宣言」が採択され、翌20年には日本の国会でも「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まる中、平成21年国は「アイヌ政策推進会議」を発足させ、新たなアイヌ政策展開について検討した結果、平成31年4月、アイヌ民族を先住民族として初めて法的に位置づけ、アイヌ文化の振興等を目的とした「アイヌ民族支援法」が成立した。

こうした動向などを踏まえ、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う必要がある。

(具体的な取り組み)

1. アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消するため、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して啓発・広報活動を行います。

(7) 外国人□

北広島町における在留外国人の方は、平成31年3月末において541人で総人口の2.89%を占めている。

在留外国人数を国籍別に見ると、ベトナムが半数以上を占め、インドネシア、タイ、中国が続き、その多くは千代田地域に在住されている。長期総合計画アンケート調査において、国際理解の設問では、重要度も満足度も低い位置付けであるが、一方、災害時における情報伝達・コミュニケーションに不安を感じている意見もある。

平成23年に壬生の花田植がユネスコの無形文化遺産に登録され、近隣に、原爆ドーム・厳島神社・石見銀山の3つの世界遺産があり、今後、海外からの旅行者も増加すると思われる。このような状況の中で、国籍や民族を問わず全ての人の人権や様々な文化、生活習慣、価値観などが尊重されるよう、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深め、本町における多文化共生社会の実現に向け啓発を行う必要がある。

(具体的な取り組み)

1. 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化・宗教・生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、多文化共生の人権意識を育てることを目指し啓発を行います。
2. 外国人に対する就労における差別や入居・入店拒否、ヘイトスピーチ等の問題

に対し、県、ひろしま国際センター等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

#### (8) HIV感染者等及びハンセン病回復者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。

感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及啓発を行う必要がある。

#### ア HIV感染者等

HIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことなどから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。このような状況を踏まえ、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

#### (具体的な取り組み)

1. 「感染症予防法」を踏まえ、12月1日「世界エイズデー」のキャンペーン、成人式でのチラシ配布などHIV感染症に対する正しい理解と知識の普及に努めます。

#### イ ハンセン病回復者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなる。療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、社会復帰が困難な状況にあり、平成13年、政府と国会は患者らに謝罪を行っている。また、平成28年には、最高裁判所も、昭和40年代まで続けられた特別法廷の取扱いについて、「偏見や差別を助長し、患者の人権と尊厳を傷つけたことを深く反省する。」と謝罪している。

ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識をなくすために、正しい情報を提供するなど啓発を行っていく必要がある。

(具体的な取り組み)

1. 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を踏まえ偏見や差別の解消のため、また療養所に入所しているハンセン病回復者等が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及に努めます。

#### (9) 刑を終えて出所した人

本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、偏見や差別により、就職や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況がある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う必要がある。

(具体的な取り組み)

1. 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくし、理解を深めるため、社会を明るくする運動と連携し、7月の協調月間を中心に啓発等を行います。
2. 山県地区保護司会の行う活動に協力・支援をします。

#### (10) 犯罪被害者等

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民全ての願いである。しかしながら、様々な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。更に、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、生活上の困難、周囲の人の言動により傷つくなど二次的被害に苦しめられることもある。

こうした中、平成16年12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者とその家族の個人の尊厳が重んじられ、その事情に応じて、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けられるよう、国、地方公共団体及び国民の責務が定められた。本町においても、犯罪被害者とその家族がいつでも必要な支援が受けられ、その人権がしっかりと守られる体制整備が求められる。

(具体的な取り組み)

1. 安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行えるよう体制整備を行います。
2. 山県警察署をはじめ、広島被害者支援センター・広島県等、各支援関係機関と連携し啓発等を行うとともに、各犯罪被害者支援制度の情報が提供できるよう情報収集を行います。
3. 犯罪被害者等の支援において、きめ細かく対応できるよう条例等の整備を行います。

#### (11) インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、ホームページ、BBS(電子掲示板)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などで個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。いったんインターネット上に配信されると、不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信により被害が拡大することも懸念される。

「プロバイダ責任制限法」(平成14年5月施行)では、被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合、その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(BBSやSNSなどに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができる。また、プロバイダは、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利を不当に侵害していると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはないと規定されている。

#### (具体的な取り組み)

1. 一般のインターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため啓発を行います。
2. 広島法務局、広島県等その他関係機関と連携し、個人や集団にとって有害な情報の掲載等の情報収集に努めるとともに、共同し被害回復等に取り組みます。

#### (12) その他

これらのほか、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題、性的指向や性同一性障がい等を理由とする偏見や差別など、その他の人権に係る課題について啓発を行う。

また、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、啓発の検討を行う。

#### (具体的な取り組み)

1. 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、町民の関心と認識を深めるため、12月10日からの啓発週間を中心に広報・啓発を行います。
2. 性的指向や性同一性障がいなどに関する相談に応じるとともに、性的指向や性同一性障がいを理由とする偏見や差別の解消に向けて、啓発を行います。

### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

町職員、教職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対しては研修を実施する。また、それぞれが実施する研修等のために、啓発資料の提供及び講師の派遣を行う。

### 4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進

町民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、それに対する町民の理解を深めるためには、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することが重要であり、継続的な人権啓発事業の実施、啓発資料等の情報提供が必要である。そのため、人権講演会等の啓発活動を継続的に実施するとともに、広報紙、町ホームページ等を活用し、町民への情報提供に取り組む。

## 第4章 プランの推進

### 1 推進体制

人権教育・啓発は、役場内に人権対策推進委員会を設置し、全庁的に総合的かつ効果的に推進する。

### 2 国・県等との連携・協力

人権教育・啓発の推進に当たっては、広島法務局、広島県、広島県教育委員会、広島人権擁護委員協議会第四部会、広島人権啓発活動ネットワーク会議と連携・協力する。

### 3 フォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の啓発に反映させるなど、プランのフォローアップに努める。社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、プランの見直しを行う。

プランの推進期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とする。□